

## 下級裁判所の事務局等の組織について

平成6年7月29日総一第213号高等裁判所長官、  
地方、家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成24年3月26日総一第000342号  
令和6年3月6日総一第234号  
令和7年2月14日総一第95号

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の事務局並びにそれらの裁判所の支部及び簡易裁判所の課の組織について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

### 記

#### 第1 総括企画官の設置

- 1 高等裁判所の事務局に、別に定めるところにより総括企画官を置く。
- 2 総括企画官は、当該高等裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該高等裁判所が命ずる。
- 3 総括企画官は、上司の命を受けて、事務局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

#### 第2 文書企画官の設置

- 1 高等裁判所及び地方裁判所の事務局の総務課に、別に定めるところにより文書企画官を置く。
- 2 文書企画官は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の文書企画官については当該高等裁判所が、地方裁判所の文書企画官については当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 文書企画官は、上司の命を受けて、課の事務のうち文書及び情報の管理に関する事項についての調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

#### 第3 企画官の設置

- 1 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の事務局の課に、別に定めるところにより企画官を置く。
- 2 企画官は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の企画官については当該高等裁判所が、地方裁判所及び家庭裁判所の企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 企画官は、上司の命を受けて、課の事務のうち特定の事項についての調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。
- 4 企画官には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

#### 第4 首席技官の設置

- 1 高等裁判所の事務局の会計課に、首席技官を置くことができる。
- 2 首席技官は、当該高等裁判所の裁判所技官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該高等裁判所が命ずる。
- 3 首席技官は、上司の命を受けて、課の事務のうち営繕及び施設管理の技術に関する事項を掌理する。

#### 第5 主任技官の設置

- 1 高等裁判所の事務局の会計課又は管理課に、主任技官を置くことができる。
- 2 主任技官は、当該高等裁判所の裁判所技官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該高等裁判所が命ずる。
- 3 主任技官は、上司の命を受けて、営繕及び施設管理の技術に関する事務を整理する。

#### 第6 営繕専門職の設置

- 1 高等裁判所の事務局の会計課又は管理課に、営繕専門職を置くことができる。
- 2 営繕専門職は、当該高等裁判所の裁判所技官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該高等裁判所が命ずる。
- 3 営繕専門職は、上司の命を受けて、設計その他の営繕及び施設管理に関する専門の事務に従事する。

#### 第7 課長補佐の設置

- 1 次に掲げる課（以下「下級裁判所の課」という。）に、別に定めるところにより課長補佐を置く。
  - (1) 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の事務局の課
  - (2) 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部の課
  - (3) 簡易裁判所の課
- 2 課長補佐は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長補佐については当該高等裁判所が、その他の裁判所の課長補佐については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 課長補佐は、課長を補佐し、その命を受けて課の事務を整理する。

#### 第8 係及び係長の設置

- 1 下級裁判所の課に、別に定めるところにより係を置く。
- 2 各係に、係長を置く。
- 3 係長は、当該裁判所の裁判所事務官又は裁判所技官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- 4 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

#### 第9 専門職の設置

- 1 下級裁判所の課に、別に定めるところにより専門職を置く。
- 2 総括企画官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。
- 3 下級裁判所の課に置かれた専門職は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、

その所在地を管轄する地方裁判所) が命ずる。

- 4 総括企画官の下に置かれた専門職は、当該総括企画官の置かれた高等裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該高等裁判所が命ずる。
- 5 下級裁判所の課に置かれた専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- 6 総括企画官の下に置かれた専門職は、上司の命を受けて、総括企画官の職務のうち専門の事務に従事する。
- 7 高度の専門の事務に従事する専門職は、専門官と称する。
- 8 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

#### 第10 主任の設置

- 1 下級裁判所の課に、別に定めるところにより主任を置く。
- 2 主任は、当該裁判所の裁判所事務官又は裁判所技官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所) が命ずる。
- 3 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

#### 付 記

##### 1 実施

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

##### 2 通達の廃止

平成4年12月14日付け最高裁総一第295号事務総長依命通達「下級裁判所の事務局の組織等について」（以下「旧通達」という。）は、平成6年7月31日限り、廃止する。

##### 3 経過措置

この通達の実施の際現に旧通達及び次に掲げる通達の定めにより、総括企画官、企画官、首席技官、主任技官、営繕専門職、課長補佐、係長、専門職又は主任に任命されている者は、この通達記第1の2、記第2の2、記第3の2、記第4の2、記第5の2、記第6の2、記第7の3、記第8の2又は記第9の2の定めにより任命されたものとみなす。

- (1) 昭和63年7月18日付け最高裁総一第264号事務総長通達「総括企画官の設置について」
- (2) 平成元年7月25日付け最高裁総一第233号事務総長通達「総括企画官の設置について」
- (3) 昭和57年3月20日付け最高裁総一第66号事務総長通達「企画官の設置について」
- (4) 平成5年3月26日付け最高裁総一第109号事務総長依命通達「首席技官等の設置について」
- (5) 平成3年2月1日付け最高裁総一第27号事務総長通達「課長補佐の設置について」

(6) 平成6年2月28日付け最高裁総一第47号事務総長通達「専門職の設置について」

付 記

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和7年4月1日から実施する。